

**令和4年度 いぶすき広域周遊促進事業  
企画公募型コンペティション 応募要項**

**令和4年5月**

**いぶすき広域観光推進協議会**

## 1. 趣旨

いぶすき広域観光推進協議会では、本エリア(指宿市、南九州市、南大隅町)への誘客を促進し、滞在時間の延長を図る周遊事業を展開する。

本業務では、本エリアがもつ多様な観光資源や魅力を体感するとともに、本エリアに設置する風鈴やヒマワリ・菜の花といった四季のコンテンツを活かした周遊企画を展開する。

また、連動性のある効果的なプロモーションを実施することにより、本エリアの回遊性を高めるとともに、消費の拡大及び、山川・根占航路の利用促進を図ることを目的とする。

## 2. 委託業務の概要

(1)委託業務名:令和4年度 いぶすき広域周遊促進事業

(2)契約期間:契約締結の日から令和5年2月28日(火)まで

(3)業務概要:別添『令和4年度 いぶすき広域周遊促進事業企画公募型コンペティション仕様書(以下「仕様書」という。)』参照

(4)委託予算規模:3,500千円(消費税及び地方消費税含む)

ただし当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

## 3. 連絡先

いぶすき広域観光推進協議会 事務局 横峯

(指宿市役所観光課内)

住所 〒891-0497 指宿市十町2424番地

電話 0993-22-1111(内線 324) FAX 0993-23-4987 E-mail: [kanko@city.ibusuki.jp](mailto:kanko@city.ibusuki.jp)

## 4. 応募資格

(1)企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

①地方自治施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

②役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」とする)。

③暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

④九州圏内に本社、支社又は営業所を有すること。

⑤本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

⑥複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定しており、かつ当該幹事企業が④の条件を満たしていること。

- ⑦指宿市、南九州市、南大隅町より指名停止措置を受けていないこと。
- (2)応募にあたっては、以下に留意すること。
- ①1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。
- ②一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

## 5. 手続き及びスケジュール

### (1)応募に係る資料の配布及び場所

配布期間:**令和4年6月10日(金)まで**

配布場所:公式 Web サイトに資料掲載

<指宿市 >

<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/>

<南九州市>

<https://www.city.minamikyushu.lg.jp/>

<南大隅町>

<https://www.town.minamiosumi.lg.jp/index2.html>

### (2)企画参加申込

申込期限:**令和4年6月10日(金)まで**

申込方法:所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申 込 先:「3.連絡先」参照

※申し込み後に辞退する場合は、参加辞退申請書(様式5)を提出すること

### (3)応募に係る質問受付及び回答

受付期限:**令和4年6月8日(水)まで**

質問は所定の様式(様式2)に記載の上 E-mail での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

提 出 先:「3.連絡先」参照

質問回答:全参加申込者へメールにて回答

### (4)応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法:「8. 応募書類等」に定める書類を郵送又は持参

提 出 先:「3.連絡先」参照

提出期限:**令和4年6月10日(金) 12:00 まで**

### (5)疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日疑義照会を行うことがある。

### (6)応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

### (7)契約の締結

契約予定事業者選定後は、いぶすき広域観光推進協議会が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

## 6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、いぶすき広域観光推進協議会の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託という。」)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

## 7. 審査

### (1) 応募書類の審査

- ① 提出された企画提案書に対し審査会を行い、契約候補事業者を選定する。
- ② 審査は提出された応募書類(企画提案提出書、企画提案書、企画概要書、予算見積書)をもとに行う。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年6月24日(金)までに通知するものとする。

## 8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されクリップ止めしたものを各7部提出すること。

### (1) 会社概要(パンフレット等)

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

### (2) 企画提案提出書(様式 3、4)

構成企業別に過去3年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

### (3) 企画提案書・提案概要書

- ・仕様書に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容を A4 1 枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。
- ・提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。
- ・企画提案書、提案概要書及び見積りは、連絡先のメールアドレスへ PDF での提出も行うこと。
- ・提案書は両面印刷で 20 ページ以内に収めること。(表紙、目次、見積りを含まない)
- ・提出する全ての書類は 2 穴パンチをあげ、カバーはつけないこと。

### (4) 予算見積書

- ・委託業務に係る広報宣伝費、事務費等について、所要経費を見積もること。
- ・金額の単位は円とする。
- ・合計金額には消費税を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については 1 円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。

## 9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする

- (3)応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4)応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5)提出された応募書類は、返却しない。

以上